

項 目	付番	質 問	回 答
申請後	1	申請を取り下げたい。	「授業料免除等取下げ申請書」を学生センターで受領し、提出してください。前後期一括申請の後期分取下げ申請を行う場合、授業料免除等申請システムから手続きを行ってください。なお、一旦取り下げた場合、取り下げを撤回することは出来ません。
	2	申請内容に変更が生じた。	前期は4月1日、後期は10月1日を基準日として、その時点の状況をもとに審査します。基準日以降の変更内容については、審査には影響しません。
	3	申請後に書類に誤り・未入力の箇所があることがわかった。	「免除等申請システム」で登録が完了した後は、入力内容の修正・追記ができません。 学生センターへの提出前であれば、手書き（黒インク）で直接修正・追記をしたうえで、書類を提出してください。書類の提出後であれば、誤り・未入力の箇所について、「氏名」「学籍番号」を明記し、「授業料免除質問」として吹田学生センター（gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp）へメールでお問い合わせください。
	4	判定結果が出るまでに入学料・授業料を納入してもよいのか。	判定結果が出るまでに入学料・授業料を納入した場合、審査対象外となりますので、注意してください。
	5	授業料の口座振替手続きをしているが、授業料相当の金額が入金されている場合、判定結果が出る前でも引き落としされるのか。	判定結果が出るまで、引き落としはされません。
結果発表・その後の手続き	6	結果発表はどのようにして行うのか。	入学料免除・収納猶予申請は、4月入学の場合は6月下旬頃、10月入学の場合は11月下旬頃、授業料免除・収納猶予・分納申請は、前期分は7月下旬頃、後期分は1月下旬頃に大阪大学HP上で結果発表を行いますので、自身で確認してください。 結果の確認のためには申請時に発行された受付番号が必要ですので、紛失しないようにしてください。また、結果が「全額免除」以外の場合、結果発表後間もなく大学から支払に関する通知が届きますので、それにより支払が必要な金額を確認してください。
	7	入学料免除が半額免除・不許可になった場合、いつまでに支払えばよいのか。	本学から本人に振込依頼書を郵送しますので、結果発表の日から14日以内に大学が指定する口座へ振り込んでください。
	8	授業料免除が半額免除・不許可になった場合、いつまでに支払えばよいのか。	結果発表の際にお知らせする指定の期日までにお支払いください。
結果発表・その後の手続き	9	授業料の支払方法について知りたい。	口座振替の手続きをしている場合は、当該預金口座から引き落としができるよう入金等の手続きを済ませておいてください。 口座振替の手続きをしていない場合は、大学から本人あてに振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載されている期日までに、大学が指定する口座に振り込んでください。